

差別禁止法要綱案（骨子案）

（一社）部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」

一 差別禁止法要綱案（骨子案）で取り上げる項目は当面、下記の通りとする。

- ・差別の定義に係る規定
- ・差別の禁止に係る規定
- ・国・自治体の責任に係る規定
- ・国会・裁判所の責務に係る規定
- ・民間機企業等の責任に係る規定
- ・国民の責任に係る規定
- ・被害実態調査に係る規定
- ・同調査に基づく定義等の見直しに係る規定
- ・相談窓口に係る規定
- ・人権教育啓発に係る規定
- ・救済機関に係る規定
- ・当事者参加に係る規定

二 各項目で盛り込むべき規定は、差し当たり、次の通りとする。

1 差別の定義に係る規定

○人種差別撤廃条約の第1条第1項を参考にして「差別」を定義する。

第1条第1項

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

【検討事項】

- * 「『性、障害』に基づく」を追加
- * 「合理的配慮の欠如」を追加
- * 「ハラスメント」は？
- * 「みなし差別」は？
- * 「差別事案」の列挙は？

- 加「差別」の行為規制に焦点を当てて「差別」を定義する。
- 「差別」の定義に当っては、包括的な差別禁止法と個別の差別禁止法を併用する。
- 被害実態調査を踏まえて、「差別」概念の内容の詳細化を図る旨の規定を置く。
- 「差別」事実の認定は憲法第31条により適正手続に基づくが、その際、被害当事者の立証責任を緩和する旨の規定を置く。

2 差別の禁止に係る規定

- パリ原則に基づく国内人権機関による法運用を想定して、「差別」禁止を規定する。
- 関連差別、間接差別、合理的配慮の欠如も差別として禁止する旨の規定を置く。
- 複合的な差別も禁止する旨の規定を置く。
- 本人のみならず家族等に対する差別も禁止する旨の規定を置く。
- 本法における「差別」禁止規定を補充するなどのために、個別の差別禁止法において「差別」禁止規定を置くことを妨げない旨の規定を置く。
- 本差別禁止法で禁止される「差別」行為が刑法第230条その他の罰条に該当する場合は、当該罰条により罰する旨の規定を置く。
- 本差別禁止法で禁止される「差別」行為が民法第709条その他の法条に該当する場合は、当該法条により損害賠償の責任を負う旨の規定を置く。

3 国・自治体の責任に係る規程

- 国及び自治体は、差別の作出・助長等についての加害者責任に基づいて差別防止義務を負う場合もあることから、本差別禁止法を積極的に活用して差別の解消に取り組む責任を有する旨の規定を置く。
- 国は、上記の責任により、国内人権機関の活動に対し予算その他で協力しなければならない旨の規定を置く。
- 国は、自治体の取組みについて、不十分な場合は必要な指導ないし支援を行う旨の規定を置く。
- 国は、本差別禁止法の積極的な運用に関し、基本方針及び基本計画を定め、自治体は、国の基本方針及び基本計画に応じて基本計画を定める旨の規定を置く。
- 「差別」問題の本質などを踏まえた、本法の意義及び積極的運用等に関する国家公務員の研修を定期的実施する旨の規定を置く。
- 本法に盛り込むことができなかった個別の「差別」問題についての国及び自治体の取組みとそのため基本方針及び基本計画については、個別の差別禁止法において定める旨の規定を置く。

4 国会・裁判所の責務に係る規程

- 国会は、差別の作出・助長等についての加害者責任に基づいて差別防止義務を負う場合もあることから、被害実態調査等により本差別禁止法の見直しが必要となった場合等においては、積極的に見直し等を行い、「差別」禁止をより実効的に進める責務を有する旨の規定を置く。

○国会は、「差別」問題の本質などを踏まえた、本法の意義及び積極的運用に関する国会議員及び国会職員の研修に努める旨の規定を置く。

○裁判所は、差別の作出・助長等についての加害者責任に基づいて差別防止義務を負う場合もあることから、本差別禁止法を積極的に活用して差別の解消に取り組む責務を有する旨の規定を置く。

【検討事項】

*カナダの連邦最高裁は、いくつか判例で人権法の性格を明らかにしており、たとえば、「人権法の解釈においては、その立法目的を実現するようにリベラルな解釈がなされなければならない」など。また人権法は、準憲法的地位にあり、法令に対して優越するということが明確に示されている。

○裁判所は、「差別」問題の本質などを踏まえた、本法の意義及び積極的運用に関する裁判官その他の職員の研修に努める旨の規定を置く。

5 事業主等の責務に係る規定

○国及び自治体の施策への協力義務を課す旨の規定は避ける。

○事業主等の責務については、差別の解消等の推進への寄与、差別解消のための施策の重要性に関する理解、差別解消への努力、を柱として規定する。

○規定に当たっては、「事業主等が、差別の作出・助長等について加害者となった事実の存在に鑑み」旨の文言を挿入する。

○個人情報の保護（アウトティングの禁止）

6 国民の責任に係る規定

○国民に対し国及び自治体への施策への協力義務を課す旨の規定は避ける。

○国民の責務については、差別の解消等の推進への寄与、差別解消のための施策の重要性に関する理解、差別解消への努力、を柱として規定する。

○規定に当たっては、「国民等が、差別の作出・助長等について加害者となった事実の存在に鑑み」旨の文言を挿入する。

7 被害実態調査に係る規定及び同調査に基づく定義等の見直しに係る規定

○国・自治体は、差別の実態把握を行い、その実態を踏まえた施策を実施する責務を負う旨を規定する。

○複合的な差別を含む差別被害の実態を明らかにするなどの被害実態調査の目的・理念等について規定する。

○差別実態調査の基本計画及び推進計画等について規定する。

○国及び自治体が、調査主体として、差別実態調査を実施する旨を規定する。

○被害実態調査に当たっては当事者参加を保障する旨の規定を置く。

8 相談窓口に係る規定

○国及び自治体は、複合差別を含む差別被害について被害者及びその代理人等 からの相談に応じ、被害の救済及び再発防止等につなげることを目的として、相談窓口を整備する旨の規定を置く。

○国は、自治体における相談窓口の整備について、不十分な場合は必要な指導ないし支援を行う旨の規定を置く。

○国は、相談窓口の整備について、基本方針及び基本計画を定める旨の規定を置く。

○自治体は、国の基本方針及び基本計画を受けて、相談窓口の整備について基本計画を定める旨の規定を置く。

○相談業務の適正な計画及び遂行、整備を図るために、基本方針及び基本計画の策定、見直し、相談業務の実施に当たっては当事者参加を図る旨の規定を置く。

○個人情報保護の保護

9 人権教育啓発に係る規定

○国及び自治体は、「複合的な差別を含む差別被害の適正かつ迅速な救済、実効的な予防、差別禁止の理念の普及、理解を深めるための教育・啓発措置の推進等により、差別防止のための施策を総合的に推進し、もって差別のない共生社会の実現に寄与する」等の目的を実現するため、差別防止等に係る人権教育啓発を充実する責務を有する旨の規定を置く。

○国は、自治体における人権教育啓発の充実について、不十分な場合は必要な指導ないし支援を行う旨の規定を置く。

○国は、本人権教育啓発の充実について、基本方針及び基本計画を定める旨の規定を置く。

○自治体は、国の基本方針及び基本計画を受けて、本人権教育啓発の充実について基本計画を定める旨の規定を置く。

○本人権教育啓発の適正な計画及び遂行、充実を図るために、基本方針及び基本計画の策定、見直し、本人権教育啓発の実施に当たっては当事者参加を図る旨の規定を置く。

10 救済機関に係る規定

○本差別禁止法を中心的に運用する独立の機関（国家行政組織法3条2項の規定に基づく機関）として、パリ原則に基づく国内人権機関を設置する旨の規定を置く。

*人権擁護法案

第1条 この法律は、人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する措置を講ずることにより、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

第5条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、第1条の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置する。

2 人権委員会は、法務大臣の所轄に属する。

第6条 人権委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人権侵害による被害の救済及び予防に関すること。
- 二 人権啓発及び民間における人権擁護運動の支援に関すること。
- 三 人権擁護委員の委嘱、養成及び活動の充実に関すること。
- 四 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき人権委員会に属させられた事務

第7条 人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第8条 人権委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

- 2 委員のうち三人は、非常勤とする。
- 3 委員長は、人権委員会の会務を総理し、人権委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、常勤の委員が、その職務を代理する。

第9条 委員長及び委員は、人格が高潔で人権に関して高い識見を有する者であつて、法律又は社会に関する学識経験のあるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の任命に当たっては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が二名未満とならないよう努めるものとする。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

第10条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第11条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 人権委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。
- 三 第9条第4項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

第12条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第13条 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第14条 人権委員会の会議は、委員長が招集する。

2 人権委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 人権委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 人権委員会が第11条第2号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、常勤の委員は、委員長とみなす。

第15条 人権委員会の事務を処理させるため、人権委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

第16条 人権委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 人権委員会は、政令で定めるところにより、第一項の地方事務所の事務を地方法務局長に委任することができる。

第17条 人権委員会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

第18条 人権委員会は、この法律の適正な運用を図るため、適時に、その職務遂行の結果を一般に公表することができる。

第19条 人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第20条 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

○国内人権機関の任務については、「人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する措置を講ずることにより、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって、人権が尊重される社会の実現に寄与する」目的の実現のほか、「差別被害の適正かつ迅速な救済、実効的な予防、差別禁止の理念の普及、理解を深めるための教

育・啓発措置の推進等により、差別防止のための施策を総合的に推進し、もって差別のない共生社会の実現に寄与する」目的の実現も併せて規定する。

○国内人権機関の事務についても、以下のような規定を置く。

- 1 人権侵害及び差別による被害の救済及び予防に関すること。
- 2 人権教育・啓発及び民間における人権擁護運動の支援に関すること。
- 3 差別禁止の理念の普及、理解を深めるための教育・啓発及び民間における差別防止運動の支援に関すること
- 4 所掌事務に係る国際協力に関すること。

○国内人権機関に人権審判所を付設し、国内人権機関の事務のうち、個別の人権侵害及び差別による被害の救済等の事務を担当する旨の規定を置く。

○人権審判所については、必要な調査権限を付与し、広範な救済命令を言い渡す権限を付与する旨の規定を置く。

***人権擁護法案**

第44条 人権委員会は、第42条第1項第1号から第3号までに規定する人権侵害（同項第1号中第3条第1項第1号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第42条第1項第2号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）又は前条に規定する行為（以下この項において「当該人権侵害等」という。）に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。
- 二 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の所持人に対し、その提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。
- 三 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること。

2 人権委員会は、委員又は事務局の職員に、前項の処分を行わせることができる。

3 前項の規定により人権委員会の委員又は事務局の職員に立入検査をさせる場合においては、当該委員又は職員に身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

4 第1項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 当事者参加に係る規定

○当事者参加について、その理念、意義等に係る総論的な規定を置く。

○その規定の中で、当事者参加を欠く場合、被害当事者を「権利の主体」ではなく、「保護の客体」とし、新たな「差別被害」を引き起こした歴史などに鑑み、当事者参加が必須である旨を明記する。

○当事者参加の方法については、当事者団体等と協議し、その協議に基づいて実現していくことを明記する。

○審議会の設置

12 条例による上乘せ、横出し